

信州まつもと空港貸切バス助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、信州まつもと空港を発着する定期便の利用にあたり、居住地等と空港との間の移動、または空港と県内目的地との間の移動に貸切バスを利用する際の費用負担を軽減するため、当該貸切バスの運行に要する経費の一部を、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象及び助成額)

第2 第1に規定する助成金の交付対象及び交付額は、次の表のとおりとする。

助成対象	<p>(1) 空港遠隔地からの移動バスの借上げ費用</p> <p>信州まつもと空港から就航先空港に向かう定期便の利用者(※)が、次の条件により貸切バスを利用して居住地等と空港との間を移動した際の費用の一部を、旅行業法第3条の登録を受けた旅行者又は道路運送法第4条の許可を受けたバス事業者が負担した場合の当該負担相当額</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 信州まつもと空港から概ね30km以上離れた地点との移動であること・ 貸切バス1台に、定期便の利用者が10名以上乗車する移動であること <p>(2) 県内目的地への移動バスの借上げ費用</p> <p>就航先空港から信州まつもと空港に向かう定期便の利用者(※)が、次の条件により貸切バスを利用して空港と県内目的地との間を移動した際の費用の一部を、旅行業法第3条の登録を受けた旅行者又は道路運送法第4条の許可を受けたバス事業者が負担した場合の当該負担相当額</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 貸切バス1台に、定期便の利用者が10名以上乗車する移動であること <p>※募集型企画旅行商品による定期便利用の場合は除く</p>
助成額	<p>バス往復1台につき4万円(片道の場合は2万円)とする。</p> <p>ただし、対象経費額がこれを下回る場合は、当該経費額を上限とする。</p>

(助成金の交付条件)

第3 助成金の交付を受けた旅行者等は、対象となった貸切バスの実施に関する帳簿及び証拠書類を、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、5年間保管しておかなければならない。

(助成金の交付申請)

第4 助成金の交付申請をしようとする旅行業者は、信州まつもと空港貸切バス助成金交付申請書(様式第1号)を、信州まつもと空港利用促進協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、前月分を取りまとめの上、当月の10日までとする。

3 第1項の申請書を提出するにあたって、当該助成事業に係る仕入れに係る消費税相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

(助成金の交付決定及び確定)

第5 会長は、第4の交付申請があったときは、当該申請に係る書類及び実績を審査、確認し、助成金を交付すべきものと認めるときは、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第6 第5の通知を受けた旅行業者が助成金の交付を請求しようとするときは、信州まつもと空港貸切バス助成金請求書(様式第2号)を会長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第7 旅行業者がこの要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長に返還するものとする。

(書類の提出部数)

第8 この要綱により、会長に提出する書類の部数は1部とする。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。